

## 令和7年度の取組について

～第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取組～

### 1 第4次基本計画の概要

#### (1) 策定趣旨

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例」、「札幌市犯罪被害者等支援条例」に基づき、**犯罪を誘発する機会を減らすための取組**と、**犯罪被害者等に対する支援**を計画的に推進する。

#### (2) 基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

#### (3) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

#### (4) 基本方針

- ① 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める
- ② みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる
- ③ 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める
- ④ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する

#### (5) 重点テーマと達成目標

| テーマ    | 達成目標                       | 当初値             | 目標値                |
|--------|----------------------------|-----------------|--------------------|
| 子どもの安全 | ① 関連講座の実施回数                | -<br>(令和7年度)    | 累計150回<br>(令和11年度) |
|        | ② 「ながら見守り活動」登録制度の事業者等の登録件数 | 215件<br>(令和5年度) | 1,000件<br>(令和11年度) |
| 高齢者の安全 | ① 関連講座の実施回数                | -<br>(令和7年度)    | 累計150回<br>(令和11年度) |
|        | ② 「高齢者の安全」に関する情報発信の回数      | -<br>(令和7年度)    | 累計150回<br>(令和11年度) |

#### (6) 成果指標

| 指標内容                             |          | 当初値                | 目標値                  |
|----------------------------------|----------|--------------------|----------------------|
| ① 刑法犯認知件数                        | 全体       | 11,263件<br>(令和5年中) | 9,000件未満<br>(令和11年中) |
|                                  | 子どもの被害件数 | 4,088件<br>(令和5年中)  | 3,200件未満<br>(令和11年中) |
|                                  | 高齢者の被害件数 | 665件<br>(令和5年中)    | 530件未満<br>(令和11年中)   |
| ② 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合 |          | 84.6%<br>(令和6年度)   | 95%<br>(令和11年度)      |
| ③ 地域で防犯活動を行っている市民の割合             |          | 16.2%<br>(令和6年度)   | 25%<br>(令和11年度)      |
| ④ 犯罪被害者等への支援が必要だと思ふ市民の割合         |          | 84.2%<br>(令和6年度)   | 90%<br>(令和11年度)      |

## 2 具体的な取組について（予定含む）

### ○基本方針①：自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

#### 出前講座（防犯講話）

… お申し込みに応じて市職員が地域に出向き、犯罪手口等を分かりやすく説明する。

#### 実施テーマ（R7）

- ・防犯カメラを生かしたまちづくり
- ・子どもの防犯教室
- ・子どもの防犯教室（保護者向け講座）
- ・特殊詐欺の被害に遭わないために
- ・女性の犯罪被害防止について
- ・インターネット・SNSの脅威
- ・高齢者の防犯対策（R7新規）



▲出前講座の様子（R6）

#### 実施回数及び受講者数

令和7年度7月末時点：48回、約3,400人  
令和6年度：69回、約3,200人  
令和5年度：67回、約4,100人  
令和4年度：57回、約4,500人

#### SNSを活用した情報発信

… 市公式SNSアカウント（X、LINE）を活用し、情勢に応じた防犯情報を発信する。

#### 実施状況（R7）

- ① 区役所職員を名乗る者による預貯金詐欺について（5月）
- ② 自宅、自転車の施錠徹底（ツーロック）について（6月）
- ③ 国際電話番号からの不審電話について（6月）
- ④ 客引き利用によるぼったくり被害等に係る注意喚起（8月）

#### 闇バイト防止に関する啓発

… SNS等で募集される犯罪実行犯役（闇バイト）に加担しないよう啓発を実施する。

#### 実施状況（R7）

- ① 市内の全大学・短期大学に、学生の夏期休暇に合わせ、闇バイト及び客引き行為に加担しないよう、注意喚起の協力を依頼（7月）
- ② 地下歩行空間ビジョンにて、啓発サイネージを放映（7月～随時）



▲啓発サイネージ

#### 特殊詐欺被害防止に向けた取組

… 敬老の日に合わせて、様々な手法による啓発活動を実施する。

#### 実施状況（R7）

- ① SNSを活用した情報発信（再掲）
- ② 市公式ホームページにて情勢に応じた特殊詐欺手口を発信（7月～随時）



▲啓発サイネージ

- ③ 地下歩行空間、各区役所戸籍住民窓口のビジョンにて啓発サイネージを放映（9月予定）
- ④ 札幌市中央図書館に特集コーナーを設置し、詐欺関連の書籍や資料を展示（9月予定）
- ⑤ ④に合わせ、札幌市中央図書館にて出前講座を実施（9月予定）
- ⑥ 各区役所、各まちづくりセンターに、啓発チラシを配架（9月予定）
- ⑦ 日本フランチャイズチェーン協会による協力のもと、市内の各コンビニに啓発チラシを配架（予定）



▲啓発チラシ

その他の啓発

実施状況 (R7)

- ① HBCラジオによる侵入盗、自転車盗に係る注意喚起を実施（6月）
- ② 防犯・交通安全をテーマとした、パネルや書画を展示し啓発する。（10月予定）

○基本方針2：みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

「ながら見守り」活動登録制度

… 通勤や通学、買い物などの日常活動の中で、防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動を推進するため、登録制度を実施。

登録者には、「ながら見守り」活動の目印となるバンダナやバッジ等のオリジナルグッズを配布。



▲オリジナルグッズ

登録状況 (R7)

10,034人（7月末時点）  
243団体（令和11年度目標：1,000団体）

札幌市「子ども110番の家」支援事業

… 地域で「子ども110番の家」に取り組む団体に対し、支援を行う。

支援内容 (R7)

- 活動人数分のステッカー（表示物）、手引きの配布
- 子どもを保護した際の物的・人的損害が生じた場合の、見舞金補償を実施。

登録状況 (R6年度末)

173団体  
10,942軒



▲ステッカー（2種）

|  |   |
|--|---|
| 地域安全サポーターズ   |   |
| <p>… 事業者等による「社用車等による防犯パトロール」、「事務所等を子どもの駆け込み場所に設定」、「環境美化活動」などの防犯活動推進のため、登録制度を実施。</p>  |  |
| <p><b>支援内容 (R7)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯活動を実施している目印となるステッカーを配付。</li> <li>● 登録事業者を市公式ホームページに掲載。</li> </ul> |   |
| <p><b>登録状況 (R7)</b></p> <p>1,063団体（7月末時点）</p> <p>※ セーフティステーション活動に取り組む市内各コンビニを除いた件数</p>   |   |
| <p>▲ステッカー（2種）</p>  |   |
| 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰  |   |
| <p>… 多年にわたり防犯活動に貢献している個人や団体等を表彰し、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進及び地域防犯活動などの一層の拡大促進を目指す。</p>   |   |
| 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会  |   |
| <p>… 地域、事業者、札幌市が連携・協力して防犯の取組を進めるため、情報や取組の共有を目的に開催。（予定）</p>   |   |

○基本方針3：犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

|  |   |
|--|---|
| 町内会への防犯カメラ設置補助   |   |
| <p>… 平成30年度から、町内会や自治会が公共空間に設置する防犯カメラの設置費用を補助する。</p>  |   |
| <p><b>補助実績</b></p> <p>令和6年度：19団体、89台（過去累計150団体、486台）<br/>（令和7年度：35団体、85台予定（※））</p> <p>※ より多くの町内会等が補助を活用できるよう、令和6年度から事前エントリー制を採用し、補助金申請にあたっては、所定期間内に事前に申し込みを要する方法とした。</p> |   |
| 薄野地区の安全・安心の実現に向けた関係機関・団体との連携   |   |
| <p>… 平成17年度、すすきの地区の魅力向上や活性化を目指し、本市や関係機関・団体で構成された「クリーン薄野活性化連絡協議会」を設立。</p>   |  |
| <p><b>活動状況 (R7)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総会を開催し関係機関と意見交換を実施（6月）</li> <li>● 薄野歓楽街にて街頭啓発パトロールを実施（12月予定）</li> </ul> <p>※ 7月のパトロールは、雨天により中止</p>      |   |
| <p>▲パトロールの様子</p>   |   |

## 客引き行為等の防止

… 歓楽街等を安全に安心して通行・利用できるよう、「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、市内中心部の客引きや勧誘（スカウト）を禁止し、禁止行為者への指導等や、広報啓発を実施する。

### 条例概要

#### <禁止する行為>

市内中心部（札幌駅周辺、大通周辺、すすきの地区周辺）における、以下の行為を禁止。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| ① 客引き行為  | 相手方を特定して接近し、客となるよう誘う行為    |
| ② 客待ち行為  | 客引き行為を目的に、相手方となる人を待つ行為    |
| ③ 勧誘行為   | 相手方を特定して接近し、役務に従事するよう誘う行為 |
| ④ 勧誘待ち行為 | 勧誘行為を目的に、相手方となる人を待つ行為     |

#### <禁止行為者への対応>

上記①～④の同一行為を繰り返すごとに、行為者や行為をさせた者に対し、「指導」、「勧告」、「命令」、「過料」の順に行政罰を与える。

「命令」後に更に禁止行為を繰り返した場合や、指導等の際に行為者に求める氏名等の報告を虚偽・忌避などした場合は、最大5万円の過料と、市公式ホームページなどで氏名等を公表する。

### 活動状況 (R7)

- 指導員による禁止区域内の巡回、禁止行為者への指導（毎日）

#### <広報啓発>

- ① 北海道警察と合同で街頭啓発及びパトロールを実施（6月）
- ② 禁止区域内の飲食店に戸別で訪問し、条例説明・啓発チラシを配付（7～9月頃予定）
- ③ 地下鉄駅掲示板「札幌市からのお知らせ」に啓発ポスターを掲出（24駅25か所）（7月）
- ④ 地下鉄車内への広告掲出（7月18日～8月7日）
- ⑤ 大型ビジョン（PARCOビジョン等）で啓発動画・静止画を放映（7月～順次）
- ⑥ ビアガーデンやハロウィン等に合わせ、市公式SNSで注意喚起を発信（随時）
- ⑦ 禁止区域内のホテルを訪問し、啓発チラシの配架を依頼（10～11月頃予定）
- ⑧ クリーン薄野推進協議会主催による合同パトロールを実施（再掲）
- ⑨ 札幌市内の大学及び短期大学（全24校）と連携し、学生への広報啓発を実施（再掲）



▲啓発画像



▲啓発動画



▲啓発チラシ



▲北海道警察との合同パトロールの様子

【客引き行為等の実態調査結果】

札幌駅周辺、狸小路周辺、すすきの交差点周辺、南3条～南7条周辺（すすきの交差点を省く）を調査範囲とし、客引き行為等を行った者をカウント。1時間当たりの平均客引き行為者数を算出した。

(単位：人)

|           | R 3  | R 4  | R 5  | R 6  | R 7  |      |      |            |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------------|
|           |      |      |      |      | 6月   | 7月   | 平均   | R 6<br>同月比 |
| 禁止区域内 計   | 54.9 | 28.8 | 38.2 | 46.5 | 16.3 | 26.8 | 21.6 | - 36.5     |
| 札幌駅周辺     | 4.4  | 5.2  | 2.4  | 2.4  | 1.3  | 1.8  | 1.6  | - 3.7      |
| 狸小路周辺     | 7.6  | 2.8  | 2.7  | 3.7  | 0.5  | 0.2  | 0.4  | - 7.0      |
| すすきの交差点周辺 | 29.7 | 12.5 | 23.0 | 23.3 | 5.5  | 11.2 | 8.4  | - 20.0     |
| 南3～7条周辺   | 13.2 | 8.4  | 10.2 | 17.2 | 9.0  | 13.7 | 11.4 | - 8.8      |

※ R 6調査

- 調査日は令和6年6月から令和7年3月の各月1回実施
- 調査時間は18時から24時とし、調査時間1時間あたりの平均値を算出（小数点第2位で四捨五入）

【客引き行為等に対する指導等の状況】（4～7月末時点）

(単位：件)

| 指導の内訳  |    | 口頭指導  | 指導 | 勧告 | 命令 | 過料 | 合計    | 増減    |
|--------|----|-------|----|----|----|----|-------|-------|
| 客引き行為  | R6 | 2     | 18 | 5  | 0  | 0  | 25    | + 2   |
|        | R7 | 5     | 16 | 5  | 1  | 0  | 27    |       |
| 客待ち行為  | R6 | 3,649 | 0  | 0  | 0  | 0  | 3,649 | + 415 |
|        | R7 | 4,064 | 0  | 0  | 0  | 0  | 4,064 |       |
| 勧誘行為   | R6 | 2     | 3  | 0  | 0  | 0  | 5     | - 1   |
|        | R7 | 1     | 2  | 0  | 0  | 1  | 4     |       |
| 勧誘待ち行為 | R6 | 202   | 0  | 0  | 0  | 0  | 202   | + 364 |
|        | R7 | 566   | 0  | 0  | 0  | 0  | 566   |       |
| 合計     | R6 | 3,855 | 21 | 5  | 0  | 0  | 3,881 | + 780 |
|        | R7 | 4,636 | 18 | 5  | 1  | 1  | 4,661 |       |

## ○基本方針4：犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

### 相談窓口の設置

… 犯罪被害を受けた方が、日常生活を円滑に営むことができるよう、必要な情報の提供や助言を行う窓口を設置。

### 広報啓発

… 市民の、犯罪被害を受けた方やその遺族・親族の状況等に関する理解・知識を深め、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、広報啓発を実施する。

#### 実施状況 (R7)

- ① 啓発用リーフレットの作成、区役所等での配架（9月完成予定）
- ② 啓発用チラシの作成（9～11月予定）
- ③ 雇用時等の二次被害防止に向けた事業者への啓発メール発信（10～12月予定）
- ④ 中央図書館等での啓発展示の実施（9月予定）
- ⑤ 関係機関共催による犯罪被害者等に関する理解促進を目的とした市民セミナーの開催（10月予定）
- ⑥ 「犯罪被害者週間」に合わせた街頭啓発活動（11月予定）
- ⑦ 市職員向け、犯罪被害者等の現状への理解や、市民対応時の二次被害防止に向けた研修会の実施（1月予定）
- ⑧ 地下鉄駅構内の掲示板へのポスター掲示（1～3月予定）



◀ 啓発用リーフレット（仮）



▲職員研修の様子

### 関係機関・団体との情報提供、情報共有

… 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、各関係機関・団体と必要な情報提供や情報共有を行う。

#### 実施状況 (R7)

- ① 北海道警察本部（随時）
  - … 犯罪被害を受けた方に支援制度が行き届くよう、被害を受けた方や支援制度に係る情報を共有。
- ② 各政令指定都市の犯罪被害者等施策主管部署（5月）
  - … 犯罪被害者等施策に関する最新の情報提供や地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例等の意見交換を行う会議に参加。
- ③ 全国犯罪被害者等支援実務者（7月）
  - … 上記②と同様の目的で、全国規模で意見交換を行う会議に参加。
- ④ 北海道被害者支援連絡協議会（7月）
  - … 関係機関との連携強化、北海道における犯罪被害者等支援施策を促進するため、犯罪被害者等支援の事例検討による意見交換会を行う会議を開催。

| 犯罪被害者等支援制度   |  |
|--|--|
| … 犯罪被害に遭われた方やそのご遺族・ご家族に対し、心身の早期回復を目的とした支援金の支給や日常生活の支援を行う。      |  |
| <b>制度概要</b>  |  |
| ＜対象となる方＞<br>犯罪の被害により亡くなった方のご遺族、全治1か月以上の傷害を負った方、性犯罪を受けた方とそのご家族。 |  |
| ＜支援内容＞   |  |
| ①支援金の支給  | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、犯罪行為により重傷病を負った方、性犯罪被害を受けた方に対し、支援金を支給する。 |
| ②家事・教育関連の助成  | 被害状況に応じ、ホームヘルプや配食サービス、一時保育、教育サービスに係る費用の助成を行う。              |
| ③住居関連の助成   | 転居、ハウスクリーニング、家賃に係る費用の助成を行う。                                |
| ④精神被害等関連の助成  | 精神的不調に対する医療、カウンセリング、真相究明（裁判傍聴のための交通費等）に係る費用の助成を行う。         |

【札幌市犯罪被害者等支援制度 支援金及び助成金支給状況】

|             | 令和4年度<br>支給人数：67人<br>(男性31人、女性36人) |            | 令和5年度<br>支給人数：81人<br>(男性36人、女性45人) |            | 令和6年度<br>支給人数：105人<br>(男性31人、女性74人) |            | 令和7年度<br>7月末時点<br>支給人数：26人<br>(男性9人、女性17人) |            |
|-------------|------------------------------------|------------|------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------|--|------------|
|             | 件数<br>(件)                          | 金額<br>(千円) | 件数<br>(件)                          | 金額<br>(千円) | 件数<br>(件)                           | 金額<br>(千円) | 件数<br>(件)                                  | 金額<br>(千円) |
| 遺族支援金       | 2                                  | 600        | 5                                  | 1,500      | 1                                   | 300        | 0  | 0          |
| 重傷病支援金      | 48                                 | 4,800      | 40                                 | 4,000      | 53                                  | 5,300      | 12   | 1,200      |
| 性犯罪被害支援金    | 13                                 | 1,300      | 32                                 | 3,200      | 47                                  | 4,700      | 10   | 1,000      |
| 配食サービス費用助成  | 0                                  | 0          | 0                                  | 0          | 1                                   | 498        | 2  | 114        |
| 転居費用助成      | 10                                 | 1,585      | 3                                  | 572        | 10                                  | 1,497      | 1  | 164        |
| 家賃助成        | 2                                  | 450        | 0                                  | 0          | 1                                   | 30         | 1  | 90         |
| 精神医療費用助成    | 5                                  | 42         | 2                                  | 8          | 6                                   | 94         | 3  | 53         |
| カウンセリング費用助成 | 3                                  | 90         | 5                                  | 124        | 3                                   | 79         | 1  | 45         |
| 真相究明費用助成    | 1                                  | 7          | 2                                  | 93         | 0                                   | 0          | 0  | 0          |
| 合計          | 84                                 | 8,874      | 89                                 | 9,497      | 122                                 | 12,049     | 30   | 2,666      |

※1 男女別内訳については、被害者の性別により算出

※2 性犯罪+転居+精神医療など複数の支援・助成をした場合は、それぞれ1件として計上

※3 家事・介護費用助成、一時保育費用助成、教育関係費助成、ハウスクリーニング費用助成については、支給実績なし